

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中証券取引法第三十三条の三、第六十四条の二第一項第二号及び第六十四条の七第五項の改正規定、同法第六十五条の二第五項の改正規定（「及び第七号」を「第七号及び第十二号」に改める部分に限る。）並びに同法第四百四十四条、第六百六十三条第二項並びに第二百七条第一項第一号及び第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律（以下この条において「外国証券業者法」という。）第三十六条第二項の改正規定、第四条中投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資信託法」という。）第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「投資顧問業法」という。）第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第十二条の規定、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定 この法律の公布の日

- 二 第一条中証券取引法第十五条第一項及び第二項の改正規定（「又は登録金融機関は」を「登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分に限る。）並びに同法第三十三条の二第一項、第六十六条の十六、第一百三条の二第一項及び第六十六条の十五の改正規定、第四条中投資信託法第十条の四第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二十九条の二第一項の改正規定並びに第七条中金融先物取引法第三十四条の二十の二第一項及び第三十四条の三十八の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 三 第一条中証券取引法目次の改正規定（「発行者である会社」を「発行者」に改める部分に限る。）
同法第二条第二項第三号の改正規定、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、同条第十項及び同法第十三条第一項から第五項までの改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十五条第一項及び第二項の改正規定（「又は登録金融機関は」を「登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第二項の次に三項を加える改正規定、同法第十七条、第十八条第二項、第二十条及び第二十一条第三項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第二十二條、第二十三條の二並びに第二十三條の十二第二項から第五項まで及び第九項の改正規定、同条第六項から第八項までを削る改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条の五第五項並び

に第二十四条の六第一項及び第三項の改正規定、同法第二章の二第一節の節名の改正規定、同法第二十七條の二第一項、第七項第二号及び第八項、第二十七條の三第四項、第二十七條の五、第二十七條の十第一項から第三項まで、第二十七條の十一第一項及び第四項、第二十七條の十二、第二十七條の十三第三項及び第五項並びに第二十七條の十五第二項の改正規定、同法第二章の二第二節の節名の改正規定、同法第二十七條の二十二の二第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項並びに第二十七條の三十の九第一項及び第三項の改正規定、同條第二項を削る改正規定、同法第二十七條の三十の十一第一項及び第三項、第二十八條の二第三項、第二十八條の四第一項第七号並びに第六十五條第二項の改正規定、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする改正規定、同法第六十五條の二第三項の改正規定、同條第五項の改正規定（「及び第四十四條第一号」を「、第四十四條（第二号を除く。）及び第四十五條」に改める部分及び後段を加える部分に限る。）、同法第六十五條の二第七項から第九項まで及び第十一項並びに第七十九條の五の改正規定、同法第七十九條の五十七第一項に一号を加える改正規定並びに同法第一百七條の二第一項第二号、第一百七條の三第一項第二号、第一百五十五條第一項第二号、第一百九十四條の六第二項第二号、第二百零條第三号及び第二百五條第一号の改正規定、第二条中外国証券

業者法第二条第三号の改正規定、第四条中投資信託法第二条第五項及び第三十三条第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二条第五項の改正規定、第十三条中中小企業等協同組合法第八条第六項第三号の改正規定並びに次条から附則第七条まで並びに附則第十三条、第十四条及び第十七条から第十九条までの規定 平成十六年十二月一日

四 第一条中証券取引法第九十四条の六第三項及び第四項の改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定並びに同法第九十四条の七の改正規定、第二条中外国証券業者法第四十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び外国証券業者法第四十三条の改正規定、第三条の規定、第四条中投資信託法第二百二十五条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第五条の規定、第六条中投資顧問業法第五十一条の二の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第七条中金融先物取引法第九十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六

項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び同法第九十二条の二の改正規定、第八条中資産の流動化に関する法律第二百二十九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第九条、第十条及び第二十条の規定、第二十一条の規定（同条中金融庁設置法目次の改正規定、同法第四条第二十二号の次に一号を加える改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第二十條の規定 平成十七年七月一日

五 第一条中証券取引法第一百五十六条の六第一項の改正規定、同法第一百五十六条の十一の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十六条の二十一第一項の改正規定（「（第二条第三十項に規定する対象取引をいう。）」を削る部分に限る。）、「第七条中金融先物取引法第二条第十四項及び第九十条の六第一項の改正規定並びに同法第九十条の十一の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条及び第十二条の規定 破産法（平成十六年法律第 号）の施行の日

（新たにみなし有価証券とされたものに関する経過措置）

第二条 平成十六年十二月一日前に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘

を開始したみなし有価証券（第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利をいう。次項において同じ。）に係るこれらの勧誘については、新証券取引法第二章の規定は、適用しない。

2 前項のみなし有価証券で、平成十八年六月一日における所有者の数が五百以上であるものは、同日に新証券取引法第二十四条第一項第三号に該当したものとみなして、新証券取引法第二十一条の二、第二十一条の三、第二十四条から第二十四条の五まで、第二十五条及び第二十六条（これらの規定を新証券取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（目論見書に関する経過措置）

第三条 新証券取引法第二条第十項、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十三条の二、第二十三条の十二第二項から第六項まで、第二十七条の三十の九、第二百条第三号及び第二百五条第一号の規定は、これらの規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し（第一条の規定による改正前の証券取引法（以下「旧証券取引法」という。）第四条

条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)については、なお従前の例による。

(不実の届出書等の届出者等に対する賠償請求権に関する経過措置)

第四条 新証券取引法第二十条の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し

(新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し(旧証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)については、なお従前の例による。

第五条 新証券取引法第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は、これらの規定の施行の日以後に提出される新証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類について適用し、同日前に提出された旧証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。

(公開買付けに関する経過措置)

第六条 新証券取引法第二十七条の二第一項の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する同項に規定する株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した旧証券取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

第七条 新証券取引法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項、第二十七条の十一第二項及び第二十七条の十三第一項（これらの規定を新証券取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第九十八条第九号の規定は、これらの規定の施行の日以後に行う新証券取引法第二十七条の三第二項（新証券取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付開始公告について適用し、同日前に行う旧証券取引法第二十七条の三第二項（旧証券取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付開始公告については、なお従前の例による。

（証券会社の禁止行為に関する経過措置）

第八条 新証券取引法第四十二条第一項第九号（第二条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の行為について適用する。

（証券取引清算機関に関する経過措置）

第九条 新証券取引法第一百五十六条の十一の二の規定は、当該規定の施行の日以後の特別清算開始の申立て

又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日以後の破産手続開始の申立て又は職権による破産手続開始の決定に係る破産事件、同日以後の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日以後の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日以後の更生手続開始の申立てに係る更生事件について適用し、同日前の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日前の破産の申立て又は職権による破産の宣告に係る破産事件、同日前の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日前の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日前の更生手続開始の申立てに係る更生事件については、なお従前の例による。

(特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等に関する経過措置)

第十条 新証券取引法第六十三条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等について適用し、施行日以前に行われた旧証券取引法第六十三条の規定による同条の特定有価証券等の同条の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

2 新証券取引法第六十四条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け

等又は売付け等に係る利益について適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第六十四条の規定による同条の特定有価証券等の同条の買付け等又は売付け等に係る利益については、なお従前の例による。

(課徴金に関する経過措置)

第十一条 新証券取引法第七十二条第一項及び第二項の規定は施行日以後に提出される同条第一項又は第二項に規定する開示書類に基づく募集又は売出し（新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項において同じ。）により有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、新証券取引法第七十二条第四項及び第五項の規定は施行日以後に開始する売出しにより有価証券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。

2 新証券取引法第七十三条の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する違反行為について適用する。

3 新証券取引法第七十四条の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する違反行為について適用する。

4 新証券取引法第七十五条の規定は、施行日以後に行われる新証券取引法第六十六条第一項に規定す

る売買等又は新証券取引法第六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用する。

(金融先物清算機関に関する経過措置)

第十二條 第七條の規定による改正後の金融先物取引法第九十條の十一の二の規定は、当該規定の施行の日以後の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日以後の破産手続開始の申立て又は職権による破産手続開始の決定に係る破産事件、同日以後の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日以後の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日以後の更生手続開始の申立てに係る更生事件について適用し、同日前の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日前の破産の申立て又は職権による破産の宣告に係る破産事件、同日前の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日前の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日前の更生手続開始の申立てに係る更生事件については、なお従前の例による。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に企業組合の組合員である投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合についての第十二条の規定による改正後の中小企業等協同組合法第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十四条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 証券会社又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第

二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為

三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

第八十七条第五項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
- 二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為

三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

第九十三条第三項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）（同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。））
 - 二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）（証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為）
 - 三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券（同号に定める行為）
- 第九十七条第四項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げ

る有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為

三 証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

（所得税法の一部改正）

第十五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

十 証券取引法第六章の二（課徴金）の規定による課徴金及び延滞金

（法人税法の一部改正）

第十六条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項に次の十号を加える。

一八 証券取引法第六章の二（課徴金）の規定による課徴金及び延滞金

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第十七条 投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号から第四号までを次のように改める。

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券（株式及び新株予約権を除く。）に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

第三条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

第三条第一項第八号中「組合」を「投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）」に改め、「新株予約権付社債等」を削り、同項第九号を次のように改める。

九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

第三条第一項第十一号を次のように改める。

十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

第三条第四項を削る。

第六条の二を削る。

第七条第五項を削る。

第十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第十八条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二を削る。

第二十六条第一項第二号中「新株、新株予約権」の下に「(商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。)」を加える。

第二十九条の八中「第十六条の二第四項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むことを約した組合」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に定める投資事業有限責任組合(事業再構築、同事業再編及び経営資源再活用を行う事業者に対する資金供給を行うものとし

て政令で定めるものに限る。以下「組合」という。）」に改める。

第三十四条第二項中「認定事業再構築事業者等」を「事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行う事業者」に改める。

(破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一百六条中投資事業有限責任組合契約に関する法律の改正規定を次のように改める。

第十二条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、旧資産流動化法第八条第一項第三号二、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第一項第三号及び第六十二条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（附則第二条第一項ただし書）」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要が

あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。